

産業廃棄物の高度利用・処理関係国際会議等誘致可能性調査業務 公募型プロポーザル 実施要領

1. 趣旨

この要領は、平成26年度に室蘭市が実施する「産業廃棄物の高度利用・処理関係国際会議等誘致可能性調査業務」の受託者を特定することを目的に実施する公募型プロポーザルについて必要な事項を定めたものである。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名：産業廃棄物の高度利用・処理関係国際会議等誘致可能性調査業務
- (2) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から平成27年2月27日まで
- (4) 委託上限額：2,689,200円まで（消費税及び地方消費税を含む額）

この金額を上回る提案をしてきた者は、本プロポーザルに参加できないので留意すること。

3. 担当部局

部局名：室蘭市役所経済部産業振興課（ものづくり・企業誘致）（室蘭市役所本庁舎2階）

担当者：関川、宇那木

所在地：〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

電話：0143-25-2704 FAX：0143-25-2478

e-mail：kohgyo@city.muroran.lg.jp

4. 企画提案評価の実施

(1) 目的及び概要

室蘭において、地域住民はPCB廃棄物処理に対する不安を持ち続けており、地域においてPCBに係る処理物の高度なりサイクル利用は進んでいない。このため、PCB廃棄物をはじめとする産業廃棄物の安全な処理、高度なりサイクル利用に資する学会、国際会議を室蘭など西胆振にて開催し、情報交換等を行うことにより、地域住民に処理の環境リスクに係る正しい情報が、地域企業の技術者にリサイクルに係る最新の高いレベルの情報が伝えられ、処理に係る理解を促進し、処理物の高度かつ広域利用につながるものと考えられる。これらの会議の誘致可能性について調査し、誘致に係る課題を取りまとめる。

本業務については、PCB廃棄物をはじめとする産業廃棄物の安全な処理、高度なりサイクル利用に資する学会、国際会議に係る組織、開催状況等を把握するものであり、この際、関係大学（特に地元の室蘭工大を重点に）、企業等の把握を行い、これらと協力、連絡体制を構築する必要があり、専門的知識やこれまでの業務実績のほか、優れた技術力・調整力などが必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定するものである。

(2) 企画提案に求めるテーマ

室蘭市におけるPCB廃棄物処理をはじめとする環境・ものづくり産業や高度な廃棄物処理等に関わる学会、国際会議の把握と誘致可能性の検討

室蘭工業大学等での学会、国際会議を地域連携のもとで実施する方策の検討

学会、国際会議の室蘭市誘致における課題の的確な整理と解決案の提案

5. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 室蘭市内に本店を有するもの
- (2) 本業務と類似する業務において、完了した実績を有すること
類似の業務：官公庁発注の調査・企画や催事等の企画・運営

(3) 団体またはその代表者が次の者に該当しないこと

ア 契約を締結する能力を有しない者

- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の競争入札参加排除の規定に該当する者
- エ 公告の日から審査日のいずれかの日に、室蘭市入札参加資格指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者
- オ 地方自治法第244条の2第11項（指名管理者の指定の取り消し・停止）の規定による取り消しを受けたことがある者
- カ 会社更生法による更生手続開始前の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者（更生手続または再生手続の開始後、室蘭市からの再認定を受けている者を除く）
- キ 室蘭市税（団体等賦課の市税）を滞納している者
- ク 国税（消費税及び地方消費税）を滞納している者
- ケ 都道府県公安委員会が指定する暴力団または暴力団連合体の構成員を役員（法人格を有しない場合は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者

6. 参加表明

本企画提案に参加する意思のある事業者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）

代表者印を押印すること

業務履行実績調書（様式2）

本業務と類似の業務実績を有することがわかるようにすること

添付書類

平成25・26年度の競争入札参加資格を有している者はa b c d eの添付は不要

a 法人登記簿謄本

b 室蘭市税の滞納無証明書

c 国税（消費税及び地方消費税の）滞納無証明書

d 直前事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

e 定款又は寄附行為の写し（3ヵ月以内のもので原本証明して下さい）

f 会社概要が分かる資料（パンフレット等）

提出書類の返却等

提出書類は理由の如何を問わず、返却しない。

応募書類は本件に係わる事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

提出書類の不備

提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあるので留意すること。

(2) 提出期限：平成26年10月7日（火）午後5時15分まで

(3) 提出場所：「3. 担当部局」に同じ

(4) 提出方法：持参または郵送（当日必着、電子メールまたはFAXによるものは受け付けない）

7. 企画提案の内容

(1) 作成に関する留意事項

企画提案は、業務における具体的な取組方法や考え方について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

企画提案書は、様式3から様式6まで及び任意の様式による技術提案、業務工程表、見積書とする。なお、A4サイズを原則とし、やむを得ずA3サイズを使用する場合は、A4サイズに折り込んでつづること。文字サイズは10ポイント以上とする。ただし、企画提案書において図面等を用いる場合は、図表中に使用する文字サイズについては例外とする。

(2) 記載内容に関する留意事項

提出書類	留意事項
企画提案書(様式3)	代表者印を押印すること。(正本のみ。副本はコピー可)
業務実施体制(様式4)	本業務に関わる予定技術者全てについて、分担する業務内容・役割を記載すること。
業務経歴書(様式5)	管理技術者について、経歴等を記載すること。
業務実績書(様式6)	担当技術者のうち代表1名について、過去5年間の実績等を記載すること。
企画提案(任意様式)	本要領4.(2)に示したテーマに対する考え方などを記載すること。
業務工程表(任意様式)	履行期間中における業務のスケジュールについて作成すること。
見積書(任意様式)	本要領2.(4)に示した業務規模を超えないこと。 合計金額のほか積算内訳についても記載すること。

(3) 企画提案書の提出

提出期限：平成26年10月10日(金)午後5時15分まで

提出場所：「3.担当部局」に同じ

提出部数：8部(正本1部、副本7部)

提出方法：持参または郵送(当日必着、電子メールまたはFAXによるものは受け付けない)

提出書類の返却等

提出書類は理由の如何を問わず、返却しない。

応募書類は本件に係わる事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

提出書類の不備

提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあるので留意すること。

8. 業務説明会の実施

(1) 実施日時：平成26年10月3日(金)午後2時

(2) 実施場所：室蘭市役所本庁舎2階経済部会議室

(3) 参加受付：説明会に参加を希望する者は、10月2日(木)午後5時15分までに、説明会参加申込書(様式7)に記載のうえ、電子メールまたはFAXで提出すること。

(4) 申込先：「3.担当部局」に同じ

9. 本要領等についての質問の受付及び回答

(1) 受付期限：平成26年10月6日(月)午後5時15分まで

(2) 受付場所：「3.担当部局」に同じ

(3) 受付方法：質問書(様式8)に記載のうえ、電子メールまたはFAXで提出すること。

(4) 回答方法：質問者に、電子メールまたはFAXで回答するとともに、室蘭市産業振興課ホームページに当該内容を速やかに公表する。

(5) 提出先：「3.担当部局」に同じ

10. 企画提案書の評価基準

提出された企画提案書は、次の項目により評価する

評価項目	評価事項
1. 業務履行実績(15点)	同種または類似業務の実績は本業務の実施にあたって適切であるか
2. 業務実施体制(10点)	本業務を的確に検討し、確実に実施できる体制であるか
3. 学会、国際会議の把握と誘致可能性の検討(15点)	室蘭市におけるPCB廃棄物処理をはじめとする環境・ものづくり産業や高度な廃棄物処理等に関わる学会、国際会議の把握と誘致可能性の検討ができるか。
4. 地域連携のもとで実施する方策の検討(20点)	室蘭工業大学等での学会、国際会議を地域連携のもとで実施する方策の検討を実施できるか
5. 課題の的確な整理と解決案の提案(15点)	学会、国際会議の室蘭市誘致における課題の的確な整理と解決案の提案をしているか。
6. プレゼンテーション(10点)	説明、質疑応答は適切であるか
7. 見積金額(5点)	見積額の順位及び見積額の比により評価する。

11. 企画提案の審査及び結果の通知

(1) 選定委員会の設置

企画提案の審査、評価及び選定を行うため、室蘭市職員で構成するPCB廃棄物処理等に係る広域啓発業務プロポーザルに係る事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(2) ヒアリングの実施

選定委員会において、企画提案内容をより理解するため、次のとおりヒアリングを行う。

実施日：平成26年10月14日(火)午前10時から

実施場所：室蘭市役所本庁舎2階3号会議室

その他：提案者別のヒアリング時間や会場等の詳細は、別途通知する。

ヒアリング時の企画提案書の差し替え、追加資料は受理しない。

選定委員会をやむをえない事由のため、延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、企画提案等の作成費用は申請者の負担とする。

(3) 審査及び選定

- ・ヒアリングは、事業者による説明と選定委員からの質疑を予定している。
- ・ヒアリング時間は、実施事項等の詳細と併せて通知する。
- ・選定委員会において企画提案書及びヒアリング内容を評価、採点し、審査基準(100点満点中60点)を上回った提案者のうち、委託上限額の範囲内で最上位の者を優秀提案者として選定する。
- ・優秀提案者は特別の理由がない限り、契約の優先交渉権者に決定する。
- ・参加表明、企画提案の受付後に参加資格を満たしていないことや提出書類に重大な瑕疵があることが判明した場合は、審査の対象としない。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、書面により全事業者に通知する。審査内容、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。なお、次に該当する場合は失格とする。

提案書等の必要な書類を提出期限内に提出しない場合

「5. 参加資格」を満たしていないと判断される場合

12. 契約の締結

- (1) 優先交渉権者と契約条件を協議し、内容について合意のうえ、随意契約の方法により契約を締結する。また、辞退その他の理由により契約が締結できない場合は、次点の者と交渉を行うものとする。
- (2) 支払い条件
支払いは業務完了後一括払いとする。受託者は業務完了後速やかに完了検査を受け、業務の完了が確認されたときは、委託料の支払を請求すること。委託者は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
ただし、受託者からの申出があり、室蘭市会計規則（平成元年規則第8号）第67条の規定に該当すると認められ、委託契約で定めたときは、委託料の概算払ができる。この場合、同規則第68条の規定に基づき、概算払の精算を行わなければならない。
- (3) 契約保証金の有無
契約の締結に際し、契約金額につき100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、室蘭市契約に関する規則第43条の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

13. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案等に要する経費は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (6) 企画提案書等の著作権は、原則として当該作成者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、発注者に帰属する。